

2019 年度 相談支援従事者現任研修 開催要項

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適正な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体 山口県

3 実施機関 学校法人 Y I C 学院

4 対象者

指定相談支援事業所等に従事している者（従事予定者含む）であって、次のいずれかに該当する者

(1) 2006 年(平成 18 年)度～2018 年(平成 30 年)度相談支援従事者初任者研修修了者。

ただし、2006 年度～2013 年(平成 25 年)度初任者研修修了者については、研修修了の翌年度から、5 年度ごとの間に相談支援従事者現任研修を修了した者に限る。

(2) 2005 年(平成 17 年)度以前にケアマネ研修を修了し、かつ、2006 年度～2011 年(平成 23 年)度で開催した相談支援従事者初任者研修の講義部分（1 日又は 2 日）を受講した者。

ただし、講義部分を 2006 年度～2011 年度に受講した者については、講義部分受講の翌年度から 5 年度ごとの間に相談支援従事者現任研修を修了した者に限る。

※初任者研修修了(講義部分受講)の翌年度から 5 年度ごとの現任研修を受講していない場合は、再度初任者研修を受講する必要があり、現任研修は受講できません。

(例) 2007 年度初任者研修修了者

→2008 年度～2012 年度の間に 1 回、2013 年度～2017 年度の間に 1 回、
2018 年度～2022 年度の間に 1 回（5 年度ごと続く）現任研修の受講が必要。

※未受講の期間がある場合は、再度**初任者研修**の受講が必要です。

5 定 員 60 名程度

6 受講料 21,000 円

※納入方法は事前振込のみとします。

振込先などの詳細は、受講決定通知にてお知らせします。

7 開催日程 2019 年 10 月 16 日(水)～18 日(金) ※詳細は別紙 1 日程表のとおり

8 会 場 Y I C スタジオ(山口市小郡黄金町 2 番 24 号)

9 申込方法

下記①に②を添付の上、郵送で申し込みをしてください。

※未着防止のため、F A Xまたは電子メールによる申し込みは受け付けません。

①別添「受講申込書」

- ・必要事項を記入し、(設置) 法人の代表者名で申し込んでください。
- ・修了証書に記載するため、氏名、生年月日を正確に記入してください。
- ・複数名の申し込みをする場合は、申込書をコピーしてください。

②研修修了証書等の写し

下記ア及びイについて (i) は全員が添付、(ii) は該当者が添付をしてください。

ア 相談支援初任者研修修了者の場合

- (i) 相談支援従事者初任者研修の修了証書の写し
- (ii) 2006 年度～2013 年度相談支援従事者初任者研修修了者は、相談支援従事者現任研修の修了証書写し

イ 2005 年度以前のケアマネ研修修了者の場合

2006 年度～2011 年度相談支援従事者初任者研修の講義部分 (1 日又は 2 日) の受講者は、相談支援従事者現任研修の修了証書写し

10 申込期限 2019 年 5 月 31 日 (金) 郵送必着 ※期限を過ぎた申込は受け付けません。

11 申込先 〒747-0802 防府市中央町 1 番 8 号
Y I C 看護福祉専門学校

12 受講者の決定 受講決定通知を 7 月上旬までに法人へ発送し、お知らせします。
※受講決定は、山口県内の事業所に従事している者を優先します。

13 課題の提出 受講決定者には、事前課題があります。
受講決定通知と併せてお知らせします。

14 昼食について 昼食は各自で準備してください。

15 修了証書 研修の全日程修了者には、修了証書を交付します。
なお、修了者の名簿については、県が管理します。

16 その他

- (1) 理由の如何を問わず、受講生の都合により、遅刻、早退、欠席された場合は、修了証書は交付できません。
- (2) 指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度とする 5 年度ごとの各年度末までに当該研修を修了する必要があります。 ※詳細は 別紙 2 受講期間のとおり

17 問合せ先

【研修申込等に関すること】

Y I C看護福祉専門学校 担当：石田・下野

TEL 0835-26-1122 FAX 0835-26-1155

【研修制度に関すること】

山口県健康福祉部障害者支援課

在宅福祉推進班 担当：高橋

TEL 083-933-2764 FAX 083-933-2779

18 会場周辺図

Y I Cスタジオ…駐車場がありませんので、公共交通機関、または有料駐車場の利用をお願いします。

〒754-0021 山口県山口市小郡黄金町2番24号(TEL 083-976-8111)



＜2019 年度 相談支援従事者現任研修 日程表＞

1 日目：10 月 16 日（水）： Y I C スタジオ

時間	プログラム	内容
9:00～9:20	受付	
9:20～9:30	開講	オリエンテーション
9:30～10:00	講義	導入講義 「相談支援専門員の質とは」
10:00～11:00	講義	「相談支援の基本姿勢」
11:00～16:30	演習	「障害者ケアマネジメントの実践」 各受講者の相談支援事例を発表し支援の検証を行う。演習方法によりチームアプローチのあり方、総合支援の視点の持ち方などについて深める。

2 日目：10 月 17 日（木）： Y I C スタジオ

時間	プログラム	内容
9:00～9:30	受付	
9:30～16:30	演習	「スーパーバイズ」 発表事例の中から数例を選び、スーパーバイズを受けることにより、社会資源の活用方法を含め、自己の検証を行う。

3 日目：10 月 18 日（金）： Y I C スタジオ

時間	プログラム	内容
9:00～9:30	受付	
9:30～10:30	講義	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要」
10:30～16:30	演習	「地域生活支援事業について」 都道府県が実施している地域生活支援事業について、その事業の活用方法を理解すると共に、専門的な支援が必要な事例の支援方法を検討する。 「協議会について」 協議会の運営、地域課題へのアプローチ方法について理解する。
16:30～17:00	閉講	修了証書授与

※プログラム、時間配分は変更されることがあります。

相談支援従事者現任研修の受講期間について

相談支援専門員は、「相談支援従事者現任研修」を「相談支援従事者初任者研修」を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります。

期間内に「相談支援従事者現任研修」を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければ相談支援専門員として従事できません。

相談支援従事者現任研修受講期間

初任者研修 修了年度	現任研修 更新回数	現任研修 1回目	現任研修 2回目	現任研修 3回目
平成 18 年度 (2006 年度)		平成 19 年度～平成 23 年度	平成 24 年度～平成 28 年度	平成 29 年度～令和 3 年度
平成 19 年度 (2007 年度)		平成 20 年度～平成 24 年度	平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～令和 4 年度
平成 20 年度 (2008 年度)		平成 21 年度～平成 25 年度	平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～令和 5 年度
平成 21 年度 (2009 年度)		平成 22 年度～平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度	令和 2 年度～令和 6 年度
平成 22 年度 (2010 年度)		平成 23 年度～平成 27 年度	平成 28 年度～令和 2 年度	令和 3 年度～令和 7 年度
平成 23 年度 (2011 年度)		平成 24 年度～平成 28 年度	平成 29 年度～令和 3 年度	令和 4 年度～令和 8 年度
平成 24 年度 (2012 年度)		平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～令和 4 年度	令和 5 年度～令和 9 年度
平成 25 年度 (2013 年度)		平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～令和 5 年度	令和 6 年度～令和 10 年度
平成 26 年度 (2014 年度)		平成 27 年度～平成 31 年度	令和 2 年度～令和 6 年度	令和 7 年度～令和 11 年度
平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度～令和 2 年度	令和 3 年度～令和 7 年度	令和 8 年度～令和 12 年度
平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度～令和 3 年度	令和 4 年度～令和 8 年度	令和 9 年度～令和 13 年度
平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度～令和 4 年度	令和 5 年度～令和 9 年度	令和 10 年度～令和 14 年度
平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度～令和 5 年度	令和 6 年度～令和 10 年度	令和 11 年度～令和 15 年度
平成 31 年度 (2019 年度)		令和 2 年度～令和 6 年度	令和 7 年度～令和 11 年度	令和 12 年度～令和 16 年度

相談支援従事者現任研修受講期間（確認例）

相談支援従事者現任研修は、

- ・相談支援従事者初任者研修（全日程：6日課程）又は
- ・平成17年度までの障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援初任者研修の講義部分（1日または2日）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに修了する必要があります。

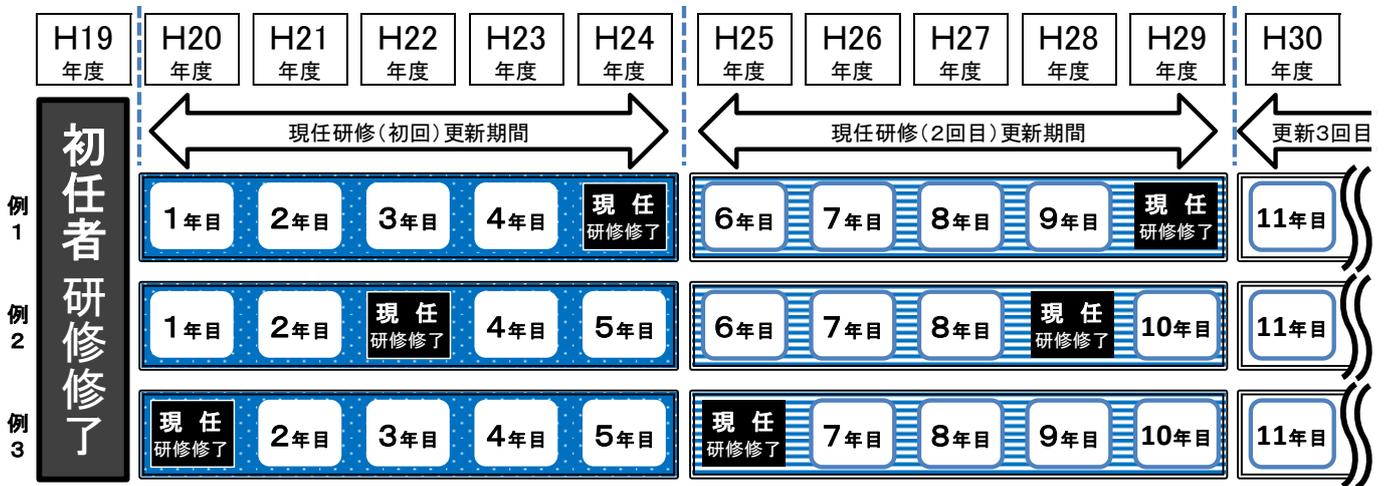
例えば、

平成19年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方が相談支援専門員として従事するためには、平成20年度から平成24年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了（初回更新）する必要があります。

また、その後も平成25年度から平成29年度までの間、平成30年度から令和4年度までの間と、5年度ごとに相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

5年度ごとの現任研修を修了しなかった場合は、改めて初任者研修から研修を修了しなければなりません。

平成19年度 初任者研修修了者の例



※ 自分の現任研修更新時期を確認してみましょう。

